

団交開催拒否の会社が、 あっせんに応じる！

東京車両所分会組合員が取得した年休に対する診断書提出の強要の問題で、労働協約の解釈などをめぐり団体交渉の開催を拒否し続けてきた会社が、団体交渉促進のあっせんに応じることを東京都労働委員会に表明しました。J R 東海労は、4月14日東京都労働委員会にあっせん申請を行いました。4月26日、東京都労働委員会より、会社があっせんに応じると連絡が入りました。

団体交渉開催の拒否は明らかに不当労働行為であり、年休申請に対する会社のやり方は明らかに労働基準法39条違反です。

会社は、団体交渉に応じ、真摯な議論をすることをJ R 東海労は要請します。